

茨城県報 号外(4)

昭和49年12月25日

水 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

雑 報

●地方職員共済組合定款の一部変更

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第5条第9項及び地方職員共済組合定款第6条の規定に基づき、地方職員共済組合定款の一部を変更する定款について次のとおり公告する。

昭和49年12月25日

地方職員共済組合

理 事 長 松 島 五 郎

地方職員共済組合定款の一部を変更する定款

地方職員共済組合定款(昭和37年12月1日)の一部を次のように変更する。

第29条第2項の表以外の部分中「1,000分の62.5」を「1,000分の65」に、「1,000分の45.5」を「1,000分の48」に、「1,000分の16」を「1,000分の17」に、「1,000分の46.5」を「1,000分の48」に改め、同項の表を次のように改める。

組 合 の 種 別	掛 金 率	負 担 金 率
一 般 組 合 員	1,000分の47	1,000分の65
知 事 組 合 員	1,000分の56.5	1,000分の78
船 員 一 般 組 合 員	1,000分の47	1,000分の65
船 員 継 続 組 合 員		

附 則

- 1 この変更は、昭和50年1月1日から施行する。
- 2 変更後の規定は、昭和50年1月分以後の掛金及び負担金について適用し、昭和49年12月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

★ 県政の総覧 (() 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は，昭和49年4月1日から送料とも1カ月700円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 7 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所